

1 東京都消費生活条例の概要

前 文	条例の基本的な趣旨の明示
-----	--------------

第1章 総則（1条～8条）

条項、施策事項		規 定 内 容
1 条	目的	消費者の権利を確立し、都民の消費生活の安定と向上を図る
2 条	定義	消費者、事業者、商品及びサービスの定義
3 条 都の責務	条例に定める施策の実施（1項）	条例に定める施策を通じて、都民の消費生活の安定と向上を図る
	都民の参加と協力の下で実施（2項）	都民の参加と協力の下に、施策を実施する
	都民の意見を反映する措置（3項）	消費生活の安定と向上に関する施策に、都民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる
	自主的活動への援助・協力（4項）	都民が消費生活の安定と向上を図るために自主的に推進する組織及び調査、研究、学習等の活動に対して、必要な援助及び協力をを行う
4 条	特別区及び市町村に対する協力	特別区及び市町村が実施する消費生活に関する施策について、情報提供、調査実施、技術的支援その他の協力をを行う
5 条 国又は他の地方公共団体	情報提供・調査等の協力要請（1項）	消費生活に関する施策を実施するに当たり、国又は他の地方公共団体に対して、情報提供、調査実施その他の協力を求めなければならない
	協力要請に応じる（2項）	国又は他の地方公共団体に対して、情報提供、調査実施その他の協力を応じる
6 条	国に対する措置要求等	国に対し、意見を述べ、必要な措置をとるよう求めなければならない
7 条 事業者の責務	事業活動を通じた消費者の権利の確立（1項）	事業活動を行うに当たり、消費者の権利を侵害してはならない
	法令の遵守、都の施策への協力（2項）	事業活動を行うに当たり、常に法令を守るとともに、都がこの条例に基づき実施する施策に協力しなければならない
	自主的努力義務（3項）	事業活動を行うに当たり、自主的に、危害の防止、表示等の事業行為の適正化、消費者からの苦情処理等必要な措置をとるよう努めなければならない
8 条 知事に対する申出	知事に申出することによる消費者の権利の確立（1項）	消費者の権利が侵害されている疑いがあるときは、知事に申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる
	申出に対する調査（2項）	知事に申出があったときは、必要な調査を行い、内容が事実であると認めるときは条例に基づく措置その他適当な措置をとる
	申出内容に関する情報提供（3項）	知事が必要と認めるときは、申出の内容、その処理の経過及び結果を明らかにする

第2章 危害の防止（9条～14条）

条項、施策事項		規 定 内 容	勧告・公表等の規定
9 条	安全性に関する調査	商品・サービスの安全性につき必要な調査を行う	11条 情報提供（経過・結果）
10 条	危害に関する調査（1項）	健康を損ない、又は危害を及ぼす疑いのある場合、速やかに調査を行う	46条 立入調査等 11条 情報提供 9・10条の調査（経過・結果）
	安全性の立証を求める（2項）	前項の調査実施後、疑いが解消できず、必要と認定した場合、安全性の立証を求めることができる	
	安全性の再立証を求める（3項）	前項の立証の不作為、又は安全性の確認が不十分と認定した場合、再立証を要求できる	49条 意見陳述の機会の付与 50条 公表
11 条	調査に関する情報提供	9・10条の調査等の経過と結果を明らかにする	情報提供
12 条	危険な商品又はサービスの排除	欠陥により健康を損ない又は損なうこと、危害を発生若しくは発生させると認定したとき、製造、販売等の中止若しくは改善等を勧告することができる	46条 立入調査等 12条 勧告 ※独立の勧告規定 50条 勧告に従わない場合その旨を公表

条項、施策事項		規 定 内 容	勧告・公表等の規定
13 条	緊急危害防止措置(1項)	欠陥により生命、身体に重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがある場合で、危害防止のための緊急の必要があると認めるときは、事業者名等を公表しなければならない	46条 立入調査等 ↓ 13条 公表 ※独立の公表規定
	事業者の責務(2項)	公表があったときは、事業者は、製造、販売又は提供の中止等必要な措置をとらなくてはならない	13条2項の規定により、製造、販売等の中止
14 条	危害防止のための表示(1項)	生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、事業者が守るべき「危害防止表示事項等」を指定することができる	47条 告示 ※危害防止表示事項等指定、変更、解除 46条 立入調査等 48条 指導
	事業者の責務(2項)	事業者は、「危害防止表示事項等」を守らなければならない	48条 勘告 ← 49条 意見陳述の機会の付与 50条 公表

第3章 表示、包装及び計量の適正化（15条～20条）

条項、施策事項		規 定 内 容	勧告・公表等の規定
15 条	表示等の調査(1項)	商品・サービスの表示、包装又は計量の実態等の必要な調査を行う	
	調査等に関する情報提供(2項)	適切な購入、適正な使用・利用又は被害防止のため必要があると認めるときは、調査経過・結果を明らかにするものとする	15条1項の情報提供（経過・結果）
16 条	商品の品質等の表示(1項)	商品の購入に当たり、内容を容易に識別し、かつ適正に使用するため、商品ごとに「商品表示事項等」を指定できる	47条 告示 ※商品表示事項等指定、変更、解除 46条 立入調査等 48条 指導
	サービス内容、取引条件等の表示(2項)	サービスの購入に当たり、内容、取引条件を容易に識別し、かつ適正に利用し、被害を防止するため「サービス表示事項等」を指定できる	47条 告示 ※サービス表示事項等指定、変更、解除 46条 立入調査等 48条 指導
17 条	自動販売機等による商品等の表示(3項)	自動販売機等により供給される商品等の内容、取引条件を識別するため必要な表示事項等を指定できる	47条 告示 ※表示事項等の指定、変更、解除 46条 立入調査等 48条 指導
	事業者の責務(4項)	事業者は、前3項の規定により指定された表示事項等を守らなければならない	48条 勘告 ← 49条 意見陳述の機会の付与 50条 公表
18 条	品質等の保証表示(1項)	商品・サービスの品質、性能等の保証について「保証表示事項等」を指定できる	47条 告示 ※保証表示事項等指定、変更、解除 46条 立入調査等 48条 指導
	事業者の責務(2項)	保証表示を行う場合には、事業者は「保証表示事項等」を守らなければならない	48条 勘告 ← 49条 意見陳述の機会の付与 50条 公表
18 条	単位価格及び販売価格の表示(1項)	消費者の適切な選択のため、商品ごとに質量・長さ等、単位当たりの価格を表示する方法及び使用する単位を指定できる	47条 告示 ※単位価格、販売価格指定、変更、解除 46条 立入調査等 48条 指導
	事業者の責務(2項)	知事の指定する規模等により事業を行う者は、商品販売、陳列に当たり前項の単位価格、販売価格を表示しなければならない	48条 勘告 ← 49条 意見陳述の機会の付与 50条 公表
19 条	適正包装の確保(1項)	商品の包装について、内容品の保護、過大又は過剰包装の防止のため必要があると認めるとき、販売の際の包装について事業者が守るべき一般的基準を規則で定めることができる	47条 告示 ※基準の設定、変更、廃止 46条 立入調査等 48条 指導
	商品ごとの包装基準(2項)	商品ごとに包装の基準を定めることができる	48条 勘告 ← 49条 意見陳述の機会の付与 50条 公表
	事業者の責務(3項)	事業者は、規定された一般的基準及び商品ごとの包装基準を守らなければならない	

条項、施策事項	規 定 内 容	勧告・公表等の規定
20 条 計量の適正化	消費者取引に際し、計量につき不利益を受けることがないようにするために、適正な計量の実施を確保する必要な施策を講ずる	

第4章 不適正な事業行為の是正等（21条～27条）

条項、施策事項	規 定 内 容	勧告・公表等の規定
21 条 価格等の調査	必要と認める生活関連商品等について、価格の動向、需要状況、流通実態等の必要な調査を行う	21条 価格等調査
22 条 生活関連商品等価格の特別調査（1項）	生活関連商品等の価格が異常に上昇、又は上昇する恐れがある場合その他消費者に著しく不利益となるおそれがあるとき、特別の調査をする生活関連商品等として指定できる	46条 立入調査等（22条特別調査） 47条 告示 ※特別調査を要する生活関連商品等指定、変更、解除
原因等の迅速な調査（2項）	前項で指定された生活関連商品等の価格の上昇の原因、需給の状況等を速やかに調査しなければならない	22条 迅速な調査
23 条 不適正事業行為の是正勧告	前条2項の調査の結果、事業者が円滑な流通を妨げ、適正な利得を著しく超える価格で供給していると認定したとき、是正するため必要な措置をとるよう勧告できる	49条 意見陳述の機会の付与 23条 是正勧告 50条 公表
24 条 調査等に関する情報提供	価格の安定、商品・サービスの適切な選択を確保するため、前3条の調査等の経過及び結果を明らかにするものとする	24条 情報提供（21～23条の調査経過、結果）
25 条 不適正な取引行為の禁止	事業者が消費者との間で行う取引に関して、9つの行為を不適正取引行為として規則で定め、事業者はこれを行ってはならない	25条・25条の2 不適正取引行為の疑い 26条・46条の2 調査(立入調査を含む)
25 条の 2	重大不適正取引行為	48条 指導 49条 意見陳述の機会の付与 48条 勧告 51条 禁止命令・公表 50条 公表 54条 罰則(禁止命令違反) 55条 罰則(調査拒否)
26 条 不適正な取引行為に関する調査	不適正な取引行為の疑いがあると認めるときは、取引の仕組み、実態等必要な調査を行う	
27 条 不適正な取引行為に関する情報提供	不適正な取引行為による被害の発生、拡大防止のため必要なとき調査経過・結果を明らかにする	27条 情報提供

第5章 消費者の被害の救済（28条～38条）

条項、施策事項	規 定 内 容
28 条 被害の救済のための助言、調査等（1項）	被害を受けた旨の申出があつたときは、必要な助言、仲介によるあつせんその他の措置を講ずる
被害に係る事業者に対する調査（2項）	被害に係る事業者その他の関係人に対し、資料提出、報告又は説明の要求その他必要な調査を行うことができる
29 条 東京都消費者被害救済委員会の設置（1項）	委員数（2項）、委員の任期（3項）、臨時委員の任用（4項）、専門員の任用（5項）、委員・臨時委員及び専門員の身分（6項）、部会の設置（7項）、当事者、関係人等の出席及び資料提出の要求等（8項）、委員会の組織及び運営（9項）
30 条 事件の周知	審議経過及び結果を明らかにする
31 ～ 38 条 消費者訴訟の援助（31条）	貸付け範囲及び額（32条）、貸付けの申込み（33条）、貸付けの決定（34条）、貸付利率及び償還期限（35条）、貸付金の償還（36条）、返還債務の免除（37条）、違約金（38条）

第6章 情報の提供の推進（39条・40条）

条項、施策事項	規 定 内 容
39 条 情報の提供等	消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供する
40 条 試験及び研究の結果の情報の提供	必要と認める商品等について試験及び研究を行い、それらの結果を明らかにする

第7章 消費者教育の推進（41条～42条）

条項、施策事項		規 定 内 容
41 条	消費者教育の推進（1項）	都は消費者に対する教育に係る施策及びこれに準する啓発活動を推進する
	消費者教育の推進に関する基本的事項（2項）	消費者教育の推進に係る基本的事項（各段階に応じて体系的に実施、消費者及び場の特性に応じ実施、多様な主体と連携し効果的に実施）
41条 の2	消費者の消費者教育への参画	消費者の権利の確立及び公正かつ持続可能な社会の形成に向け、年齢、障害の有無その他の特性、様々な状況等に応じて、主体的に消費者教育に参画する
41条 の3	消費者団体の役割	自主的な消費者教育に取り組むとともに、様々な場で行われる消費者教育に協力するよう努める
41条 の4	事業者及び事業者団体の役割	自主的な消費者教育に取り組むとともに、都、区市町村等が実施する消費者教育に係る施策に協力するよう努める（1項）、消費者への消費生活に関する有用な情報提供及び啓発活動に努める（2項）、その従業員に対する消費者教育の実施に努める（3項）
42 条	学習条件の整備	消費者の自主的な学習の支援のために必要な条件の整備を行う

第8章 消費生活に関する施策の総合的な推進（43条・44条）

条項、施策事項		規 定 内 容
43 条	基本計画の策定（1項）	基本計画に掲げる事項（2項）、基本計画の明示（3項）
44 条	総合的調整	消費生活に関する施策について総合的に調整し、必要な措置を講ずる

第9章 東京都消費生活対策審議会（45条）

条項、施策事項		規 定 内 容
45 条	東京都消費生活対策審議会の設置（1項）	審議会に諮問しなければならない事項（2項）、基本的事項に関し、知事に意見を述べることができる（3項）、委員数（4項）、委員の任期（5項）、臨時委員の任用（6項）、専門員の任用（7項）、委員・臨時委員及び専門員の身分（8項）、部会の設置（9項）、都民意見（10項）、審議会の組織及び運営（11項）

第10章 調査、勧告、公表等（46条～51条）

条項、施策事項		規 定 内 容
46 条	危害、表示等の規定の施行に係る立入調査等（1項）	危害、表示等の規定の施行に係る事業者等への立入調査等の要求（2項）、書面の内容（3項）、職員の身分証明書の提示（4項）、商品を提出させたときの補償（5項）、立入調査の権限（6項）
46条 の2	不適正な取引行為の規定の施行に係る立入調査等（1項）	不適正な取引行為を行っている事業者又は密接関係者への立入調査等の要求（2項）、書面の内容（3項）、職員の身分証明書の提示（4項）、立入調査の権限（5項）、事業者との間で取引を行う者に対する報告の要求（6項）
47 条	告示	本条例に基づく規定により商品・サービスに関する表示事項等や単位価格の表示方法等の指定又は変更を行ったとき、その旨を告示しなければならない
48 条	指導及び勧告	表示等の規定に違反している事業者、又は不適切な取引を行っている事業者に対し、指導、勧告することができる
49 条	意見陳述の機会の付与	危害に関する安全立証要求、又は不適正事業行為の是正勧告に係る事業者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるなければならない
50 条	公表	本条例に基づく要求又は勧告に従わないときは、その旨を公表する（1項）、事業者又は密接関係者が立入調査等の要求に従わないときは、その旨を公表する（2項）
51 条	禁止命令	別表に定める取引について重大不適正取引行為をした場合、1年以内の期限を限り、契約締結の勧説禁止又は契約締結の禁止を命ずる（1項）、法律の規定による指示・命令等がある場合の不措置（2項）、不実のことを告げる行為の判断に必要と認める場合の合理的根拠の提出要求及び未提出の場合のみなし規定（3項）、禁止命令の公表（4項）

第11章 雜則（52条・53条）

条項、施策事項		規 定 内 容
52 条	適用除外（1項）	第2章の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律2条1項の医薬品については適用しない
	適用除外（2項）	第2章から第5章までの規定は、次に掲げるものについては、適用しない ・医師、歯科医師その他これらに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為（1号） ・商品等の価格で、法令に基づいて規制されているもの（2号）
	適用除外（3項）	第6章の規定は、前項1号に掲げる行為については、適用しない
53 条	委任	条例の施行について必要な事項は、規則で定める

第12章 執則（54条・55条）

条項、施策事項		規 定 内 容
54 55 条	過料	禁止命令に違反した者は5万円以下の過料 禁止命令に必要な立入調査等を拒否した者は3万円以下の過料